**第４回　広域被災者データベース・システム構築検討ワーキング・グループ**

1. **日時**

令和７年３月１７日（月）１３：０５－１４：３０

1. **場所**

オンライン石川県行政庁舎11階1104会議室（ハイブリット開催）

1. **出席者数**

52名(事務局除く)

1. **議事次第**
2. はじめに
3. 石川県が開発した「被災者データベース」
4. 導入手順書

* 導入手順書の概要
* ご意見と対応状況
* 質疑

1. 標準仕様書

* 本会議のゴールとこれまでの進め方
* 標準仕様書の構成と成果物について
* 第５回検討会議での検討内容と対応方針について
* 第６回検討会議での標準仕様書ご意見アンケートにて受領したご意見について

1. 事務連絡・全体協議・総括コメント

○事務局　上野

定刻となったので開会する。

はじめに石川県CDOの浅野副知事より、冒頭のご挨拶を頂く。

○石川県CDO　浅野副知事

本日は第４回広域被災者データベース・システム構築検討ワーキング・グループに参加いただいたことに感謝申し上げる９月にスタートした本ワーキング・グループも本日が最後の開催となる。先日26日に発災した岩手県大船渡市の山林火災において、大きな被害が発生していると認識しており、心よりお見舞い申し上げる。

昨年１月の令和６年能登半島地震と９月の奥能登豪雨が重なり、2回の大規模災害が発生した中で、被災者データベースは広域避難を強いられる被災者の皆様のアセスメント情報を被災市町から避難先市町に共有するための基盤を構築している。今回のワーキング・グループの中でも広域被災者データベース・システムを如何に標準的なものとし全国で利用しやすいシステムにするかについて、議論を重ねてきた。今も、石川県において本システムを見守り相談支援事業で活用している。

石川県としては、復旧に多くの力が注がれた昨年と比べ、今年は復興が本格的に始まる「復興元年」である。国の予備費から「能登創造的復興支援交付金」が新設され、これから本当の意味でも創造的復興を行うというフェーズになった。加えて、防災庁の議論に関しても、大変注目している。本プロジェクト内では石川県が作成した被災者データベースの横展開に関する検討を半年行ってきたが、システムの構築主体は前回の挨拶でも申し上げた通り、都道府県が主語となっている。不自由な生活が続く被災者に対し、官民が連携して被災者のアセスメントを進めていく、また行政職員も被災し減少するなかで、行政実務全体のデジタル改革を進めながら、この技術を活用していくことが重要であると考えている。現在広域被災者データベース・システム構築の主語は都道府県であるが、これから防災庁を設置する中で、国としてどのように展開するのか、議論を通じて追及していきたい。

最後に森本座長をはじめ、ご参加の皆様のご協力に感謝申し上げる。

○事務局　上野

本ワーキング・グループの座長である金沢大学理事そして副学長の森本座長よりご挨拶いただく。

○金沢大学　森本座長

本日は、第４回広域被災者データベース・システム構築検討ワーキング・グループにご参加いただいたことに感謝申し上げる。

この度、岩手県大船渡市の森林火災において、被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げる。被災地の皆様が１日も早く平穏な日々に戻られるよう心から祈る。

本日の議事は、本事業で石川県が開発した被災者データベースの報告、並びに令和６年能登半島地震や令和６年奥能登豪雨における石川県の経験と教訓、そして前回会議までの議論を踏まえてとりまとめた導入手順書・標準仕様書の事務局からのご報告を受けた委員の皆様の意見収集を行う。石川県が開発した被災者データベースは、令和６年能登半島地震や令和６年奥能登豪雨により、広域被災が進む中で、避難所及び避難所以外の被災者の状況把握、避難所から応急仮設住宅や在宅の被災者の見守り活動、日常生活上の相談を受けて関係機関に連携するための事業に利用された。8,900世帯の訪問記録を登録し、被災市町や避難先市町の社会福祉協議会が行うケース会議などで活用されている。一方で、システム活用や他地域における汎用性の検討、情報項目の共通化をはじめとした連携や取り組みが必要とされている。本日はシステムによるデータの統合、アクセス制御、石川県が実装した業務での活用について、報告する。令和６年能登半島地震から１年２か月経つが、被災地の支援はこれからも長期間に渡るものであると認識している。今年は「復興元年」という位置付けで復興に向け取り組んでいるところであると思料する。被災地の高等教育機関として、金沢大学では2025年度入学者選抜から「防災復興人材選抜」という特別選抜を始めた。令和６年能登半島地震の復興に貢献する人材育成として、４月から防災復興特別プログラムを全学生向けに展開する。頻発する自然災害に対応すべく、石川県の協力を得ながら、金沢大学で輩出する100名を加え、石川県で合計200名の防災士を要請する予定である。全国の被災地はじめ、防災の総合的復興に寄与する人材の養成を目指す。防災庁設置に向けて取り組まれている中で、人材輩出にも寄与していきたい。

○事務局　上野

本日の説明資料は、

* 資料1\_20250317\_第4回検討ワーキング・グループ\_概要資料​
* 資料2\_20250317\_第4回検討ワーキング・グループ\_議事(2)導入手順書​
* 資料3\_20250317\_導入手順書
* 資料4\_20250317\_第4回検討ワーキング・グループ\_議事(3)標準仕様書​
* 資料5\_20250317\_【本紙】標準仕様書
* 資料6\_20250317\_【別紙1】機能要件一覧
* 資料7\_20250317\_【別紙2】非機能要件
* 資料8\_20250317\_【別紙3】データフロー
* 資料9\_20250317\_【別紙4】業務フロー
* 参考資料1\_広域被災者データベース・システム構築検討ワーキング・グループ開催要綱、委員名簿

以上、10点である。

それでは、議事に入る。ここからは森本座長に進行をお願いする。

○金沢大学理事　森本座長

「議事（１）はじめに」について事務局から説明をお願いする。

○事務局　上野

本事業における検討経緯と本会議の位置付けについて説明する。

本事業「広域被災者データベース・システム構築検討ワーキング・グループ」では現状・実態の確認及び検証を行う「検証チーム会議」計４回と広域災害時に向けてあるべき業務フローを検討する「検討チーム会議」計６回を中心に、その他被災市町への個別ヒアリングや委員の皆様を含めたワークショップなどを実施した。本日のワーキング・グループ会議では、今まで実施した各種会議の起案内容を踏まえた成果物の説明・協議・合意形成を行う。投影資料は、これまでの会議の開催履歴である。議事（２）では、石川県で実際に開発した被災者データベースのデモをご覧いただく。議事（３）では導入手順書の説明、これまで頂いた意見とその対応方針を説明する。議事（４）標準仕様書パートでは、成果物の作成に至るこれまでの進め方と内容、頂いた意見を説明する。

○金沢大学理事　森本座長

続いて、議事（２）石川県が開発した「被災者データベース」について説明をお願いする。

○Palantir　北澤

デモをお見せする前に、はじめにスライドを説明する。本事業において、導入手順書や標準仕様書を作成するにあたり、実際に令和６年能登半島地震の災害対応の際に構築した被災者データベースに基づき、課題や学びを抽出している。本日のデモの目的として、導入手順書や標準仕様書の議論に入る前に、改めて石川県で実装した被災者データベースをご覧いただくことで、より具体的なイメージを持つことができると考えている。前半では、データモデル内で使用した情報や構築方法について、後半では活用の例としてダッシュボードを提示しながらデモを行う予定である。今回、実際に構築したデータモデルの概要を説明する。

投影資料に記載の通り、中央部分に被災者の個人や世帯のマスターの情報が存在している。そこに避難所の名簿や各義援金等の申請情報、見守り訪問業務等で取得された健康調査や、アセスメント情報が個人に紐づく形となっている。被災者の情報は、実際にはデータの形式や項目も異なる状態で様々なところに存在している。様々な業務で有効活用するため、どの情報のどの項目が必要なのか取捨選択を行い、必要な情報を活用しやすい形で変換するプロセスが必要となる。データモデルはどの情報をどの形で取得するか、というデータ定義の決定をするために重要な役割を担っている。

次にデータモデルが実際にどのように構築されたのか説明する。先ほどお見せしたデータモデルはアジャイルと呼ばれる手法を使って構築した。右側の新しいセルが、アプリケーションを表しており、左側のセルがデータセットを表している。はじめは、被災者のデータを検索するようなダッシュボードが欲しいというニーズがあった。それにあたり、検索するにあたりどのような情報を入れるべきなのか、ニーズをヒアリングし、情報ソースを確認しながら、始めのプロトタイプという形でデータモデルを作成した。その後、Suicaのタッチ事業や、義援金の申請管理など活用が広がり、そのたびに必要な情報を追加した。さらに、見守り訪問事業や令和６年奥能登豪雨での災害救助の支援を経てデータモデルが育ち、先ほどお見せした最終的なデータモデルの形が完成した。常にユーザー目線、業務目線で構築しているため、彼らが使いやすい形の定義を基にデータベースを作成している。データモデルのメリットとして、共通的なデータモデルを中心に様々な事業が立ち上がっていったことが挙げられる。新しい事業が必要になった際も既存のデータモデルを利用できるため、比較的効率的な支援が可能であった。具体的には、令和６年奥能登豪雨の際に元々令和６年能登半島地震で作成していた被災者データモデルを利用していたことから、即時の立ち上げが可能であった。スライド右側では、異なる事業で活用されたという意味で色分けしている。異なる業務フローで集計のロジックが異なっており、不整合が発生することが多いが、共通的な定義されたデータモデルを利用しているため、不整合が起こらず、効果的にデータを活用することが出来る。さらに、今回アプリケーションを作成しただけでなく、外部のシステムとの連携の確保が重要であったと考えている。見守り支援事業の際に訪問員はiPadでkintoneを利用し、アセスメント結果を入力している。アセスメント情報を被災者データベースに入力しつつ、一方で、入力されている義援金の申請情報や、ケース会議で議論された留意事項の書き戻しなども行った。それにより、訪問員がkintoneを現場で見ながら被災者データベースにアクセスせずとも彼らが使い慣れているインターフェースで情報を活用することができるという情報活用のエコロジーが作られる。以上が、データモデルがどのように構築されているかの説明である。

今お見せしているデータモデルは比較的整っている形であるが、実際のデータはExcelやCSVなど様々な形式であったほか、項目が異なっているなど、煩雑な状態であった。そのため、データ統合についても説明したい。今回はデータモデルの例として、見守り相談事業で活用した個人のマスターがどのように構築されているかお見せする。見守り相談事業は原則、みなし仮設住宅、公営住宅、応急仮設住宅にいらっしゃる方が対象となっている。それぞれの名簿は別々で作成されていたため、フォーマットが異なっており、統合が必要であった。また、応急仮設だけの情報のみ拝見しても、それぞれの市町村ごとにCSVやExcelなど別々の形式で管理されていたため、形式の統合の作業も必要であった。１つの見守り相談事業で利用する個人のリストの作成にあたっても、これだけの情報の整理の統合が必要であったということは今回の教訓とも言える。詳細は割愛するが、左から、黄色の箇所がシステム連携で得たデータ、青色の箇所が手動でアップロードしたデータである。１つの箱にデータセット１つであると考えていただきたい。多量の情報のクレンジング・名寄せ・アクセス権限の付与などのプロセスを経て、先ほどお見せしたデータモデルが構築された。以上、データモデルがどのように作られたか、の説明であった。

次に、実際にどのように使われたかの一例として、ダッシュボードについて説明する。現在お見せしている画面が、先ほど統合されたデータモデルにて集約された情報から、個人までブレイクダウンし、詳細な情報を確認するダッシュボードである。画面上に連絡先の情報が並んでいる。県庁の復興部や市町村の被災者の方に出来る限り関わりたいという思いから、様々な情報の中から連絡先情報を抽出した背景がある。特定の情報から取得したというよりは、義援金の申請の際にメールアドレスが記載されている、見守り相談事業の訪問の中で親族の連絡先がある、など情報が散乱した状態の中から統合させ、メールアドレス情報としてデータモデルにすることで集計が可能になった。同様に、避難先の情報に関しても「県外の居住か、県内の居住か、自宅にいるか、避難所に滞在しているか」などの情報も様々な情報源から取得し、まとめた。今回はダミーデータをお見せする形であるが、県外にいらっしゃる方のリストを提示することも可能である。一定の属性からドリブンダウンして個人の情報を見ることができる機能も必要であると考えた。クリックすると、個人の様々な情報が統合された一元的なビューが表示される。今回はデモ用として、全てのデータが入っているが、実際にはそれぞれの業務で必要、また使用する情報を利用できる形で提示している。重要な情報の要約、過去の行動履歴を別のデータソースから取得し、閲覧できる。必要に応じて、詳細の記録も確認することが出来る。Suicaのタッチ記録から活動状況を把握できるほか、大雨の広域避難の際に取得された健康調査票の詳細などもアクセスし閲覧することが出来る。最後に、アクセス権限について説明する。デモ画面では、どの市町がどのアカウントで閲覧したのか、シミュレーションすることが可能である。現在、七尾市の職員がログインしていると仮定しており、見られる個人のリストの属性のヒストグラム表示している。七尾市の住民の内容を見ることができる。一方で、輪島市に住民票がある方の内容も閲覧できるが、こちらは輪島市から七尾市に避難した方の情報のみ閲覧可能な状態である。見守り相談支援事業の中で外の市町から避難してきた方の情報を知る必要があるため、自分の市町の住民以外にも、自分の市町に避難してきた他市町の住民の情報もアクセス権も付与を行った。

デモの説明は以上である。質問があれば承る。

○石川県庁デジタル推進監室　三宅

石川県からデモ内容について補足したい。

今回のデモで設定した内容については、昨年１月に石川県の被災者対応のために立ち上げた被災者データベースに対しての説明を中心としたものである。

本ワーキング・グループで目指す横展開、標準化という観点で、これまでの会議の中で検討されたことを実際にデータベースへ取り込む予定である。今回のワーキング・グループのゴールとして、デモの直接的な横展開を促すわけではなく、今後追加したい機能や標準化した仕様について、標準仕様書や導入手順書で成果物として皆様に共有することを前提として、対応を検討していただきたいという形で整理している。

○金沢大学　森本座長

続いて、議事（３）導入手順書について、事務局から説明をお願いする。

○事務局　高谷

導入手順書について、高谷から説明する。これまでの検討経緯および成果物の確認を行う。３点議題がある。１点目は導入手順書の概要である。成果物である導入手順書の構成、概要の説明を行う。広域被災者データベース・システムの定義、IDやアクセス制御等の機能、システムを活用してできること・メリットについて説明する。２点目は、意見と対応状況について、これまで頂いた意見とその対応方針を説明する。3点目は、導入手順書に関する質疑の時間を予定している。

はじめに、導入手順書大項目１では、令和６年能登半島地震を踏まえた本システムの必要性について記載している。大項目２では、本システムの定義や機能、アクセス制御の在り方​、具体的なユースケースについて記載をしている。大項目３では、平時、発災時から応急期、復旧期から復興期の災害フェーズ毎に手順を記載している。運用フェーズではユースケースに基づき手順を記載している。

続いて、広域被災者データベース・システムについて説明する。広域災害において、都道府県が被災市町村から被災者を特定する基本情報を取得し、被災者の居所や連絡先、被災者を支援した者が取得する被災者に関する情報をデータベースに管理し、支援者間で被災者の状況を円滑に共有することで、広域避難の円滑化、被災者に対する福祉的支援等の充実、災害関連死の防止を図ることを目的として構築するものが広域被災者データベース・システムである。

システムによる情報連携について説明する。「広域被災者データベース・システム」は、広域避難する被災者を受け入れる市町村や都道府県が被災者の情報を当該システムに整理し、その支援情報を記録するとともに、被災者の住民票がある被災市町村や都道府県、民間の支援団体と、必要な情報連携を行う。被災者の情報は、災害対策基本法や個人情報保護法の規定に従い、取り扱う。

続いて資料３の導入手順書本紙について説明する。１、２ページのはじめにでは、令和６年能登半島地震や令和６年奥能登豪雨についての記載、そこで明らかになった課題、石川県の取り組みとしての被災者データベースの構築について記載している。

続いて４ページ以降の大項目２では定義や支援の運用の流れについて記載している。

大項目３では実際の手順の説明を行っている。運用フェーズでは実際のユースケースに基づいて手順を記載している。運用期間について、「平時に実施する事項」ではシステム運用の備え平時に取り組むべき事項を記載している。導入主担当部署の設定や、都道府県におけるシステム導入の検討、関係者間の検討会開催、起動前の決定事項として、個人情報の取り扱い、システムの調達方法、起動訓練など記載をしている。「発災期～応急期に実施する事項」として、災害の発生、システム起動の判断・決定について記載をしている。加えて、基本情報の決定やシステムの利用者登録、システムの起動確認など記載をしている。「復旧期～復興期に実施する事項」では、被災地の支援、利用状況の評価を踏まえた運用停止の判断など記載している。４つのユースケースを記載している。ユースケース①では避難所外の被災者の避難先把握業務、ユースケース②では広域一時滞在（広域避難）における避難所運営業務、ユースケース③では避難所以外の被災者支援、ユースケース④ではあらかじめ想定できないが発災後必要となった業務を記載している。ユースケース記載の意図としては、どの担当者が、どのような時に、どのような手順で進めるのか、また、石川県の当時実施した取り組みについて記載している。

資料2を再度投影し、①被災者を特定する共通IDについて説明する。本システムでは異なるシステムで管理される被災者個人の情報を、同じ個人として識別するために、共通IDを発行して被災者の情報を管理する。これにより、効率的なデータ管理とセキュリティの向上が可能となる。また、共通IDとして、マイナンバーを利用することも考えられる。マイナンバーを利用することにより、正確な名寄せが可能となるが、特定個人情報であるため、所要の個人情報保護措置やセキュリティ対策が必要である。共通IDとして、基本４情報や住民基本台帳の識別番号に基づいて、固有で一意のIDを生成することが考えられる。加えて、共通IDの発行方法について、平時から都道府県と市町村等の間で協議し、定めておく必要がある。

続いて、②名寄せに必要な情報について説明する。共通IDに被災者個人の情報を紐づけるため、「名寄せ」の作業が必要であるが、名寄せを行う際には、基本４情報を確認することが必須である。本導入手順書ではマイナンバーを使う想定ではないが、マイナンバーの紐づけ誤りと同様に、共通IDとの紐づけ誤りがないようにしなければならない。また、正確かつ効率的に名寄せを行うためにも、マイナンバーカードの基本４情報（券面事項入力補助AP）の活用が有効である。平時から共通IDや名寄せの方法を、都道府県と市町村等の間で協議し、定めておく必要がある。

次に、アクセス制御の在り方について説明する。被災者等の情報を一つのデータベースに整理し、記録するとともに、必要な情報連携を行う。個々の被災者の情報を一元的に集約するため、被災者の情報は、災害対策基本法や個人情報保護法の規定に従って取り扱う。​本システムでは、業務実施主体に応じたアクセス制御を行う機能を備えている。​都道府県のシステム担当は、本システムの機能を活用して、アカウントを付与するほか、必要な情報へのアクセス参照範囲を設定するため、市町村等の担当者と協議を行う必要がある。これにより、業務実施主体に応じたアクセス制御を行うことができる。

８ページは石川県のアクセス制御について実際に説明した図である。石川県ではアクセス制御を行うために応急的に構築した被災者データベースにも機能を実装している。データベースではユーザーが被災者の情報を参照するためにユーザーグループを設定するとともに、参照の際に被災者の援護に必要な範囲に限って情報を共有するため、複数のデータソースから業務に応じたリソースグループを設定し、業務上、データの利用が必要なユーザーグループのみアクセス可能とした。

これまで頂いた意見について紹介する。これまでの会議体を通じて手順書の作成にあたり約790件の意見を頂いた。導入手順書には550件、会議での意見や個別ヒアリングでは310件の意見を頂き、約240件の意見を反映している。具体的にはデータベースの定義や目的、利用範囲、被災者情報の収集や整理、ユースケースなど、大項目１～３全体について広く意見を頂いた。具体的な意見として、大項目１，２では、石川県が広域自治体として被災者支援に踏み込むべきと判断した経緯に関する記載や、石川県ではどのようにデータベースが活用され、どのような課題があり対応できなかったか、また、マイナンバーに関する意見を頂き手順書への反映を行った。大項目３では、居所情報の把握や、ユースケースに関する意見、広域避難特有の避難所の業務について意見を頂き、手順書への反映を行った。被災者支援における課題やニーズに関する意見に加え、個人情報に関する課題や法律についても意見いただいている。これまで会議やヒアリングに協力いただいたことに感謝申し上げたい。

これより意見交換の時間とする。

○内閣官房デジタル行財政改革会議事務局　浦上様

2点申し上げる。

1点目はKPIについてである。効果についてまだ測定値が出ていない。おそらく現在調査中であると思われるが、本システムの定性的な評価も重要である一方で、全国展開を考えると、定量的な効果を示すことで、より多くの共感を得やすい。測定方法を明確に設定し、調査結果を導入手順書に示してほしい。

２点目はアクセスコントロールについてである。石川県のこれまでの知見そのものであり、今回のTYPESの成果の肝の１つとなる部分であるため、実際にどのグループ、どのユーザーがどのような情報にアクセスできるか、より詳細に記載いただきたい。記載方法の詳細は、事務局に改めて個別に相談する。

○内閣府防災　松本様

別件の予定があり途中で退席するため、総括も含め発言する。

9月以降議論を重ねていただいたこと感謝申し上げる。成果物の品質も高まったのではないかと考えている。今後も南海トラフ等の大規模災害の発生が懸念されており、広域災害の対応は重要となってくるため、「備え」としてどういう対応をすべきか、内閣府防災でも引き続き議論を進めたい。今後とも是非よろしく願い申し上げる。

○金沢大学理事　森本座長

続いて、議事（４）標準仕様書について事務局から説明をお願いする。

○事務局　井上

はじめにアジェンダを説明する。はじめに「本会議のゴールとこれまでの進め方」として、本会議のゴール、また第３回ワーキング・グループ以降で扱った議題と個別の意見における標準仕様書への反映について説明する。続いて「標準仕様書の構成と成果物について」として、標準仕様書の位置付けと成果物(本紙＋別紙1~4)の説明をする。また、「第5回検討会議での検討内容と対応方針について」を説明した後、「第6回検討会議での標準仕様書ご意見アンケートにて受領したご意見について」として、受領した意見のうち反映を行った主な意見について、本事業を踏まえた今後に向けた主な意見について説明する。こちらの２つのアジェンダに関しては意見を承る。

本会議のゴールでは今までの検証会議や個別説明にて頂いた意見を踏まえ、本紙と別紙１～４の記載内容について決定したい。第３回ワーキング・グループ以降の取り組みとしては、BDX様の意見、デジタル庁様やDSA/BDX様の合同のデータモデルの検討についての反映、並行して全委員から頂戴した書面でのレビューを反映し最終化に至っている。

標準仕様書の構成と成果物について説明する。本仕様書は、データベースの設計や運用に関する標準的なガイドラインや仕様をまとめた資料という位置付けである。具体的には都道府県などの広域自治体が、システム構築を行う事業者(ベンダー)を調達する際の調達仕様書のベースとなる資料である。実際の調達時には、今回作成の標準仕様書案に当該広域自治体固有の要件を検討・反映したものを当該広域自治体の調達仕様書として作成する。実際の構成については本紙の項目が１．から10．まであり、業務要件のとして、機能要件、非機能要件、データモデル。業務フローを実際に別紙１．～４．に記載している。各成果物について、実際の体裁をお見せする。本紙についてはタイトルと小見出しを記載したうえで、本文を記載している。機能要件の別紙に関しては大項目、中項目、小項目に分けたうえで、要件や実装区分、備考の記載を行っている。非機能要件の別紙２については、デジタル庁様の提示されている非機能要件グレード等に基づき、大項目中項目を記載している。データモデルの別紙は、ヒアリングした内容を踏まえ、記載を行っている。業務フローの別紙については、これまで導入手順書内で作成されたものを流用し、皆様に意見いただいたものとして、ベンダー様に提出する目的で作成している。

続いて、第５回の議論の内容について説明する。アクセス制御について、個人情報保護法や災害対策基本法に基づき、個人の権利利益を保護する必要があるため、利用目的の達成に必要な範囲で情報を共有できるよう、特定のユーザーやグループが必要とする情報へのアクセス制御が求められたという課題があった。この課題に対し、どのように対応したかと今後の対応方針について説明する。石川県の対応として、表の左行に記載のある主体を、被災市町（A）、避難先市町（B）、石川県という区分けをもとに、主体A/Bの契約等を締結した民間団体も含め、分類をした。それらを実際の被災者の住所と居所で区分けを行った。実際にアクセスできる情報については、業務に必要な基本4情報や、居所、連絡先、健康管理のアセスメント記録等、情報の分類も行ったうえで該当職員のアクセス制御を行った。これらを通じて、アクセス制御の対応方針として、所属する組織、部署、業務に応じ、情報にアクセスする権限を管理することが望ましいと考えている。

続いて、複合災害に対応するデータモデルの検討の説明を行う。実際の課題として、複合災害が発生した場合に、被災者の情報を災害ごとに登録したため、最新の情報(居所や支援状況など)の管理が困難となった。はじめの段階では令和６年能登半島地震として災害ID、被災者ID双方を情報管理していたが、令和６年奥能登豪雨の発生後、災害IDが新規でリリースされたことで、被災者IDで一つに絞ることが出来ず、最新の情報の管理が難しかった。これらの対応方針として、目的別にデータを管理することとした。また、災害ごとでの情報は災害別の被災者情報という別のデータとして扱い管理することで、被災者情報を最新の情報にすることが可能となった。第５回について意見やコメントがあれば発言願いたい。

続いて第６回の検討会議にて頂いた意見の中で反映を行った主な意見について説明する。2/6に発出した意見アンケートから抽出したものである。はじめに標準仕様書の本紙について頂いた意見を説明する。BDX様から、外部システムとの連携テストを定期的に行うことが必要になってくるのではないかという意見を頂き、年１回でのテストを行うというコメントを入れた。また②のひょうご震災記念21世紀研究機構様から頂いた内容について、広域的な情報管理が必要だったということを強調した記述を行った。また、デジタル庁様からの意見のうち主な反映箇所として、⑤の「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」に適した記述が出来ていない部分が一部あったため、ガバメントクラウドは原則としつつその後の選択として、ISMAPの登録有無などの選定を行うことが重要であると記載した。機能要件として、デジタル庁から主に意見を頂いている。

⑨については、住民基本台帳の再取り込みの機能やデータの洗い替え処理の記載が必要との意見を頂き、反映を行った。⑪の意見に対しモニタリング機能にて、今時点で実装できるものでない機能があったことから、今後拡張が行われる整理を行った。データモデルの整理の意見について説明する。様々なデータの項目や適宜すべき項目について指摘いただいている。⑭を抜粋する。「被災者」という言葉のみであると、住居に被害がないと被災者と扱わないという判定をされる可能性があるため、「被災者」とは被災地域における居住者を広くさす言葉であるという補足を行っている。また、デジタル庁様からは㉔にて、避難所IDシステムで振る一意のIDとして、内閣府が出している全国共通避難所IDの利用についても言及を行うのが望ましいとコメントいただいたため、記載をしている。また、本事業としては対応が難しいが、今後の対応が必要である意見についても説明する。具体的には１～３が都道府県を跨ぐ災害に対して相互運用ができる仕組みが必要なのではないかという意見である。４は、住民が避難する場合の困りごととして様々な情報管理が今後ユースケースとして広がることが予想されるため、プラットフォームとして対応が必要であるという意見である。

第６回の検討会議について意見を頂きたい。

○APPLIC　武藤様

我々も複数の県に跨った際の対処が重要であると考えている。複数の県に跨った際のとりまとめやQ＆Aについて、どこの部署に問い合わせると良いのか、お伺いしたい。

○石川県庁デジタル推進監室　三宅

本事業は県の中でとりまとめることとなっているため、成果物等も県に閉じての記載になっている。ただし、意見があったとおり、複数県が被災する災害が発生する可能性は高いため、今後本成果物を踏まえた協議について県と国との協議が発生すると考えている。その中での協議事項等をAPPLIC様含めて周知したいと考えている。明確な回答でなく申し訳ない。

○APPLIC　武藤様

災害が起こった際にどのような体制を組むかが気になっての質問であった。

○金沢大学　森本座長

これまでの検討会同様、様々な視点・角度から貴重な意見を頂き、誠に感謝申し上げる。次に、事務局から事務連絡をお願いする。

○事務局　上野

連絡事項は2点である。

１点目は、本事業の効果検証に係る依頼である。本事業による効果検証として、広域被災者データベース・システムの導入意向を測定するためのアンケートを実施する。対象者は本ワーキング・グループ委員の皆様全員である。本会議後のメール本文のアンケートリンクにアクセスいただき、アンケートへの回答に協力を頂けるようお願い申し上げる。〆切は3月24日月曜日の17時に設定している。

２点目は、今後のスケジュールについてである。本日、検討ワーキング・グループにおいて、意見を踏まえた標準仕様書及び導入手順書の確認を行った。なお、委員の皆様からの最終的な意見収集はFormsにて実施しており、締切は明日令和７年３月18日（火）12:00としている。令和７年３月18日以降から３月末までの期間において、事務局はこれまでの意見を踏まえ標準仕様書及び導入手順書の最終版を作成する。そして、令和７年３月末には、事務局にて標準仕様書及び導入手順書の最終版をとりまとめ、委員の皆様宛に展開し、石川県HPにも掲載する予定である。

○金沢大学　森本座長

２点の連絡事項について、導入以降の測定についてのアンケートと、本日の議論の関する意見の収集であった。対応いただきたい。

最後に全体協議に入る。本日の議事に関連し、何か質問や意見のある方は、挙手ボタンを押下の上、発言願いたい。

○BDX　臼田様

２点ある。

１点目は、今回はデータベース・システムの標準仕様書という観点では検討されていることを感じ、理解ができた。どのような業務とデータベースが紐づくのかに関しては、標準化の範疇ではないという理解で間違いないか。

○石川県庁デジタル推進監室　三宅

導入手順書の中では広域避難や見守り支援など、石川県が行った業務の中から、共通となり得るものの、業務フローは手順として記載している。これに基づいて、各自治体の独自業務を踏まえた追記を行う予定である。また、都道府県を跨ぐ業務の標準化については、今後も引き続き議論が必要と考えている。

○BDX　臼田様

説明いただいた点については理解した。しかし、どこに具体的な記載があるのかわからないため、教示願いたい。

○事務局　高谷

導入手順書の3.6.で具体的なシステム導入の手順を記載している。先ほど述べたように、見守り支援や避難所での健康管理業務において、広域被災者データベース・システムとの連携が想定されている。その前提のもと、3.6.以前の準備フェーズでは、どのようなデータが連携されるのか、どのような仕様が想定されているのか、さらにどの担当者が対応するのかについて記載をしている。

○BDX　臼田様

ユースケースの掲載箇所は把握している。しかし、ユースケースはあくまで「事例」であり、そこに明示されていなくとも、業務で活用できる場面は多々あると考えている。初めにPalantirより説明を受けた際、被災者データベースを中心に、関連業務が周囲に配置されているというデモが示された。私は、これら周囲に紐づく業務すべてがユースケースに該当すると考えている。デモの性質上、具体的な業務の詳細までは確認できなかったが、データベースと連携する業務はさらに多岐にわたると認識している。

○石川県庁デジタル推進監室　三宅

石川県の事例としてはデモに記載されていたような業務を実際に行っていたのは事実である。標準化するにあたり、これらの業務が全て対象となるのかという議論を行ってきたなかで、現在のユースケースとして示すものが主たるものであると考えている。ただし、石川県の事例として関連する業務を載せることができるのであれば、掲載していきたい。

○BDX　臼田様

ぜひそのように進めていただきたい。今回の記載は、短期間で２つの災害を経験した事例をもとにしたものであるが、標準化はより多くの経験を踏まえて進められるべきものと認識している。そのため、今回の検討範囲がどこまでであったのかを明確に記載することが重要である。また、石川県の検討段階では標準と見なさなかったものが、今後標準となる可能性も否定できない。どのような業務と結びつき得るのかを資料のどこかに明記することで、全国展開に向けた貴重な参考資料となると考える。

○石川県庁デジタル推進監室　谷場

導入手順書の2.2.では、システムは様々な場面での活用を想定していると記載している。石川県が活用できた部分については書き出していきたい。避難先の把握業務について活用できた部分や広域避難の自治体間の情報連携について活用できた部分、避難所外の高齢者等把握事業や見守り相談支援事業についても記載したいと考えている。その他活用事例で今まで提示した部分に関しても、あくまで石川県で検討した事例として記載する。

○BDX　臼田様

ぜひお願いしたい。今回の標準化においては、システムのベンダーロックインを回避しつつ標準化を進めることは可能である。しかし、それ以上に重要なのは、被災者データベースの導入によって、どのような業務が効率化されたのかを明確に示すことである。その際、実現できたことだけでなく、課題として残ったことも含め、様々な事実を記録しておくことが重要である。ぜひ、それらを漏れなく資料に残していただきたい。

２点目について、デモを拝見しての感想である。今回はデータベースが無かったことを前提に各市町で作られた名簿や業務ごとに作られた資料を結びつけるという過程が説明されており、事実として重要であるとは考えている。しかし、今回の広域被災者データベース・システムの趣旨は、本システムが平時の段階で作成されていれば、どれだけの業務が楽になるかということが重要になる。ボトムアップで作成されたものを結び付けていくということ以上に、先にデータベースがあるという前提で、災害時に生まれる各業務のなかでどのようなデータをつなげればデータベースと連携でき、業務を楽にできるか、トップダウン的に活用することが重要になってくる。

そういった観点でも、効果検証のプロセスにおいて、事例では被災者データベースの価値が定量化できる。今回の事業でそこまで行うものでないとしても、その部分が今後の全国展開に重要であると考えている。

○金沢大学　森本座長

貴重な意見、ありがたく頂戴する。

○BDX　臼田様

標準仕様書の8ページの図表３の本システムの構成図について、前回アウトプットがCSV出力やレポート出力しかなかったことにコメントしたが、API連携等ができるような記載になったという認識で良いか。

○事務局　井上

API連携を含めた接続を意図している。

前回コメントを頂いてから修正した点として、データ連携と外部システムの例のアウトプットのやり取りも追記した次第である。

○BDX　臼田様

利用者と外部システムが別個にあるのは意図があるのか。利用者システムを直接編集する人であり、外部システムがAPIを利用してシステム連携をするという認識か。

○事務局　井上

その通りである。

○BDX　臼田様

理解した。被災者情報が利用者から入ってくる矢印があるが、ここでいう利用者はどのような利用者なのか。右側にいる利用者と同じ意味か。

○事務局　井上

市町の方々から住民基本システム等の情報を頂き、それをデータベースとして入れ、また市町の方が利用するというイメージで記載している。

○BDX　臼田様

被災者情報を入力するのは利用者でなくても良いのではないか。

外部システムからの被災者情報の入力であるが、様々な形で被災者情報が入ってきて、データベースで紐づけられることが重要である。

○事務局　井上

修正を行う。

○大阪公立大学　菅野先生

石川県事例も反映されており、すごく良い成果物に仕上がっている。

首都直下地震や南海トラフ地震の発生が懸念される中で、本システムの有無により将来の死者から生活再建まで大きく変わり得る。このような重要な事業を推進いただいたことに感謝申し上げる。最後のまとめまで、よろしくお願いしたい。

○金沢大学理事　森本座長

意見いただき感謝申し上げる。

本日の検討ワーキングで頂いた意見やFormsにて頂戴した意見のとりまとめ、標準仕様書・導入手順書への反映は、座長に一任いただきたい。異議があれば発言願いたい。

（発言なし）

異議が出なかったため、承認されたものとする。

本事業は、デジタル田園都市国家構想交付金事業として採択を受け導入手順書・標準仕様書の取りまとめを行った。とりまとめた成果物及び次年度以降の「広域災害において被災者情報を共有する仕組みの全国展開」の取り組みについて、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局、内閣府防災担当、デジタル庁よりコメントいただきたい。

○内閣官房デジタル行財政改革事務局　浦上様

石川県がデジ田交付金TYPESにより作成した成果物については、今後、令和６年能登半島地震と同様の広域災害が発生した際に、石川県が構築した被災者データベースと同様のシステムの構築を希望する都道府県にとっての参考として、内閣府防災担当、デジタル庁、デジタル行財政改革事務局の連名で各自治体宛てに通知を発出し、周知を図る予定である。

また、本成果物は特定のベンダーに依存していないか、他自治体でも有用であるかといった観点から、更なるブラッシュアップが必要であると考えているので、BDXにその点について提言を依頼したいと考えている。

○BDX　臼田様

BDXとしては本事業にもベンダーロックインの観点で意見を行った。今後も、様々な課題解決のためBDXとして取り組んでいきたい。特に被災者情報を共有するための仕組みの全国展開について、BDXとしても省庁連携ワーキングの中で特化した枠組みを立ち上げる予定である。関係省庁と連携して取り組みを行っていきたい。省庁連携ワーキングの担当は高田が行う。

○BDX　高田様

令和６年能登半島地震発災直後からBDXは連携を行ってきたが、来年度以降の全国展開に向けて一緒に取り組んでいきたいと考えている。よろしくお願い申し上げる。

○デジタル庁　根本様

令和６年能登半島地震直後から石川県が苦労されているところを拝見し、今回の検討に関してもデジタル庁として参加した。来年度以降、内閣官房、内閣府防災と密に連携し、デジタル行政の関係から必要な検討を行いたい。デジタル庁の観点はデータモデルの話から始まり、防災分野のデータ連携基盤の構築に向けた検討実証事業も進めている。データ連携基盤の連携先の候補として広域被災者データベース・システムが構築されるとすれば、本事業との関係性についても重要な観点であると考えている。合わせて検討していきたい。

○内閣府防災担当　三浦様

参事官の松本に代わり三浦が発言する。今回の災害の教訓や検討会の成果として、発災時の広域避難において被災者情報を、自治体を跨いで共有できるようにすることが概念的にも仕組みとしても重要であるということを明白にしていただけたと考えている。内閣府防災では令和６年度補正予算を活用し、官民の多様な被災者支援システムの相互連携強化の事業を進めることになっている。今回の検討結果を参考にしながら、広域災害にも対応可能で、かつ多くの自治体に活用いただけるような被災者支援DXの在り方をこのシステム間連携の一環としてまた議論を深めたいと考えている。

そのために、デジタル行財政改革様デジタル庁様は勿論のこと、石川県をはじめとする自治体の皆様、BDXをはじめとした民間事業者様、など様々な関係者の意見を幅広く伺いながら、準備ができ次第開始する予定である。本会議に参加の皆様にも参画、協力願いたい。

○内閣官房デジタル行財政改革事務局　浦上様

広域災害において支援を必要とする被災者を把握し、きめ細やかな支援を展開するため、被災者情報を共有するための仕組みの全国展開に向けて、引き続き、内閣府防災担当、デジタル庁、BDX、内閣官房デジタル行財政改革事務局の４者が連携して参りたい。

○金沢大学　森本座長

よろしくお願いする。

ただいま説明いただいた来年度以降の対応につき、質問はあるか。

（質問なし）

本ワーキング・グループの開催は、本日が最後となる。委員皆様の協力により、「広域被災者データベース・システム」の標準仕様書と導入手順書の策定を進めることができた。協力いただいた委員の皆様に感謝申し上げる。

○事務局　上野

本会議の締めとして、浅野副知事より挨拶をお願いする。

○石川県CDO　浅野副知事

昨年１月以来の被災経験を踏まえ、石川県が構築した被災者データベースの標準化を進め、横展開が可能な形とすることで、その成果を国へ引き継ぎ、全国展開の実現に向けた対応を進めていただきたい。

ここに至るまで、石川県のデジタル推進監室は、自身の経験を次なる被災地のためにどのように活かすかを模索し、振り返りを重ねながら、各部署の皆様と密度の高い議論を重ねてきた。これほど徹底した運営は、類を見ないものである。

今後、自治体は被災者見守りなどで活用していた被災者データベースを、時間をかけて閉じることになる。しかし、次の災害発生時には、標準化された情報フローを市町と緊密に確認し、迅速な対応ができるよう準備を進める必要がある。一方で、国においては防災庁設置の議論と並行し、どのような情報システムを構築すべきかの議論を加速させることが求められる。

自治体ごとに災害発生のタイミングは予測できないが、国の視点では、いずれかの自治体で必ず発生するものである。国が災害対応を統括する立場として、どの自治体でも共通して利用できる仕組みを構築いただきたい。自治体としては、その仕組みに対応できるよう、情報の受け渡しや連携の準備を進めていく。

今後も国と自治体が並行して検討を進めていくことが重要であり、引き続き連携を深めながら取り組んでいきたい。

○事務局　上野

それでは、以上をもって、第４回広域被災者データベース・システム構築検討ワーキング・グループを閉会する。

（以上）